

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例附則に規定する期日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月30日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第25号

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例附則に規定する期日を定める規則の一部を改正する規則

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例附則に規定する期日を定める規則(令和2年寒川町規則第18号)の一部を次のように改正する。

本則中「令和3年9月30日」を「令和3年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。